



くらし

■ 大館市斎場(火葬場)の利用について

斎場を利用するには、埋火葬許可証が必要です。市役所市民課市民係へお問い合わせください。なお、利用するに当たっては、ローソク・線香・花(無料)など告別・火葬に必要なものは、全て備えています。棺の中には、ガラス・せと物・金物・ふとん綿・ウレタン・ドライアイスおよび爆発のおそれがあるもの(スプレー等)は絶対に入れないでください。斎場の休日は、友引と1月1日・2日です。

お問い合わせ 市民部市民課 市民係 ☎43-7042
大館市斎場(小柄沢墓園管理センター) ☎49-1342

■ 墓地が必要なかた

市役所市民課に備え付けの申請書に、必要書類・永代使用料・管理手数料を添えてお申し込みください。なお、申し込みのできるかたは、大館市に本籍または住所を有するかたに限りです。

(1)十瀬野公園墓地(普通墓地／1区画：6.48㎡)

永代使用料…70,000円

管理手数料…2,330円(年間)

(2)小柄沢墓園(規制・普通墓地／1区画：4～9㎡)

永代使用料…220,000～500,000円

管理手数料…1,440～3,240円(年間)

(3)小森山墓地公園(規制・普通墓地／1区画：5㎡)

永代使用料…260,000円

管理手数料…1,800円(年間)

(4)田代墓地公園(規制墓地／1区画：5㎡)

永代使用料…175,000円

管理手数料…1,800円(年間)

各墓地の空き状況については、お問い合わせください。

墓地申し込み手続きに必要な書類等

(1)大館市に住所、本籍を有するかた

墓地使用許可申請書(市役所市民課、比内・田代総合支所備え付け)、使用者の住民票抄本(本籍の表示があるもの)、印鑑

(2)大館市に本籍を有し、大館市外に住所を有するかた

墓地使用許可申請書(市役所市民課、比内・田代総合支所備え付け)、使用者の住民票抄本(本籍の表示があるもの)、使用者の戸籍抄本、大館市に住所を有する代理人の住民票抄本(本籍の表示があるもの)、印鑑

(3)大館市に住所を有し、大館市外に本籍を有するかた

墓地使用許可申請書(市役所市民課、比内・田代総合支所備え付け)、使用者の住民票抄本(本籍の表示があるもの)、使用者の戸籍抄本、印鑑

お問い合わせ 市民部市民課 生活相談係 ☎43-7044

■ 犬を飼っているかた

生後3カ月以上の犬を飼っているかたは、必ず登録し、毎年1回狂犬病の予防接種を受けさせなければなりません。

・犬の登録手数料 1頭につき 3,000円

(市役所市民課、比内・田代総合支所、または市内各ペット病院で登録してください)

・狂犬病予防注射料金 1頭につき 3,250円

(春、秋の巡回予防注射、または市内各ペット病院で受けてください)

・鑑札、注射済み票は必ず首輪等につけてください。

愛犬家のマナー

散歩中も、クサリをしっかりつかんで、放し飼いにならないようにしましょう。

・秋田県の条例で、犬のフンの後始末をしない人は罰せられます(2万円以下の過料)。

・おりはキチンと点検して逃がさないように注意しましょう。

・犬のしつけをしましょう。

■ 犬に関する相談(保健所 ☎52-3953)

・放し飼い等に関する苦情、相談…随時

お問い合わせ 市民部市民課 生活相談係 ☎43-7044

比内総合支所 市民生活係 ☎43-7094

田代総合支所 市民生活係 ☎43-7099

■ ペットが亡くなったとき「大館市ペット霊園」

犬や猫などが亡くなったときには、大館市ペット霊園で火葬ができます。また、焼骨を共同納骨堂に納めることもできます。

ご利用にあたって

・使用料についてはお問い合わせください。

・ペット霊園の休日は以下のとおりです。これらの休日以外は土日でも利用できます。友引、お盆(8月13日)、年末年始、春分の日、秋分の日(年末年始の期間についてはお問い合わせください)

・火葬は、1日4回(午前8時45分・午前10時30分・午後1時・午後3時)行っています。事前に予約をしてご利用ください。予約は、小柄沢墓園管理センター(東雲閣)(☎49-1342)へご連絡ください。

※上記の時間は火葬を始める時間です。申請書の記入や料金の支払い等がありますので、火葬時間の30分前までにお越しください。

お問い合わせ 市民部市民課 生活相談係 ☎43-7044

■ 犬・猫の死体処理

市道上で死んだ犬・猫の処理は市役所環境課へお問い合わせください。

お問い合わせ 市民部環境課 環境保全係 ☎43-7048





■ 家庭のごみの出し方

家庭からのごみは、ご自分がお住まいの町内会で設置・管理している「ごみステーション」に出してください。皆さんがお使いになるステーションですので、町内および以下のルールをお守りください。

① **きちんと分別** ごみの減量化、再資源化の基本は正しい分別です。毎戸配布されている「家庭ごみの正しい分別表」できちんと分別し環境負荷を軽減しましょう。

② **収集日にごみ出し** 収集日の朝8時30分までに「ごみステーション」に出してください。収集日は町内で異なります。「ごみの日カレンダー」でご確認ください。

③ **ごみは「指定袋」に入れて** 市の指定袋に入っていないごみは、一部品目（スクラップ、破碎ごみの一部、粗大ごみ、有害ごみ）を除いて収集しません。指定袋は「燃やせるごみ専用」と「缶・ビン・ペットボトル・埋立ごみ・破碎ごみ用」の2種類あり、それぞれ大小2つのサイズがあります。指定袋はスーパー・小売店などで購入してください。また、袋の口をしっかり結び込んで出してください。

燃やせるごみ	生ごみ・小さいプラスチック類など
	大きいプラスチック類・せん定枝・布団など
	埋立ごみ
	金属類・ガラス類・瀬戸物など
	ペットボトル
資源ごみ	紙(新聞・チラシ・書籍・段ボール・牛乳パック)
	缶(飲み物・缶詰・おかし缶など)
	ビン
	スクラップ(ガスコンロ、炊飯器、トースターなど)
粗大ごみ(有料)	品目指定されているもの・大きいものなど
有害ごみ	水銀入り体温計など

※詳しくは「家庭ごみの正しい分別表」をご覧ください。

※「正しいごみの分別表」「ごみカレンダー」や品目ごとにごみの区分を検索いただける「大館市ゴミチェッカー」は大館市ホームページに掲載しています。



ごみカレンダー ゴミチェッカー

お問い合わせ 市民部環境課 環境企画係 ☎43-7049

■ 内職相談

相談時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

内職紹介 市民の皆さんへ登録制で内職を紹介しています。登録は6カ月間有効となります。事業所から新規募集があった都度、登録されているかたにご連絡します。

お問い合わせ 産業部商工課 商工係 ☎43-7071

■ 高齢者の短期的な就労相談

定年退職されたかたや、60歳以上65歳未満のかたで、補助的または短期的な就労を通じて、自分の経験能力を生かしてみたいかた、社会参加を通じて生きがいを求めているかたは、大館市シルバー人材センターにご相談ください。

お問い合わせ シルバー人材センター ☎49-4088

■ シルバー人材センターの利用

シルバー人材センターは働く意欲のある高齢者のために「生きがい、健康増進、収入、仲間づくり」を目的として組織されたものです。高齢者の豊かな経験と能力を生かしていますので、一般事務、大作業、草取り、子守り、ポスター張り、筆耕等どんな小さな仕事でもご相談ください。

お問い合わせ シルバー人材センター ☎49-4088

■ 消費生活に関する情報

暮らしの安全・安心を支援するため、製品安全・事故・注意情報・お知らせなどの消費生活に関する情報を提供します。

お問い合わせ 市民部市民課 生活相談係 ☎43-7044

■ 生活相談

市民相談員を配置して、市民の日常生活における諸問題、消費に関わる相談およびその他一般生活に関する相談に応じています。

相談日・受付時間

毎週 月、火、木、金 午前9時～午後3時45分

場所 市役所市民相談室 (☎43-7045)

■ 無料法律相談

「くらしの法律相談」として、弁護士6人を委嘱し、土地、相続、贈与、多重債務等の相談に応じています。

お申し込み・お問い合わせ

市民部市民課 生活相談係 ☎43-7044

■ 行政相談

行政相談委員は、総務大臣から委嘱され、国の行政全般に関する苦情や意見・要望を受け付け、その解決を図る「行政と住民のパイプ役」です。相談は無料で、秘密は固く守られますので、ぜひご利用ください。

※大館・比内・田代各地域で、毎月1回行政相談所を開設しています。広報おだてで日時をお知らせしていますので、気軽にご相談ください。

お問い合わせ 市民部市民課 生活相談係 ☎43-7044

■ 町内会館等設置費の助成

町内会のコミュニティ活動を支援するために町内会館の新築、改築などに対して総事業費の25%以内を補助しています。ただし、その額が150万円を超えときは、150万円を限度としています。また、一度補助金を受けた会館については、原則として25年以上の経過年数が必要です。

お問い合わせ 総務部総務課 総務係 ☎43-7025